平成２１年（フ）第５３３号
山梨県甲府市上石田４丁目11番３号　ニューハイツ205
債務者　興津　広子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
山梨県笛吹市石和町中川663番地１　梶原荘
債務者　佐野　明美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
山梨県山梨市江曽原242番地
債務者　芦澤　和雄
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８８号
京都市右京区西京極大門町20―18、申立前の住所京都市下京区西七条東御前田町13番地シャリマー五条105
債務者　牧場園こと金子真奈美こと　金　真奈美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１７号
京都市伏見区深草西浦町５丁目12番地　スクエア藤ノ森206
債務者　津﨑　祐一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０６号
京都市伏見区久我森の宮町14番地の107
債務者　堀田　和美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　住宅公団醍醐石田団地８―605
債務者　木下　真琴
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
松江市黒田町51番地６
債務者　林政治こと　林　　慶学
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０５７号
広島市安芸区船越６丁目24番30号
債務者　福嶋章二郎
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５２号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園８番地２203
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５８号
広島市東区光町２丁目２番１―401号
債務者　木下　独歩
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６２号
広島市中区竹屋町７番21―101号　倉本ビル
債務者　清水智恵子こと　朴　智恵子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６３号
広島市中区西平塚町４番６―802号
債務者　清水　鈴子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８５号
広島市佐伯区屋代３丁目24番11―３―201号
債務者　お好みキッチンよつ葉こと　田中　里香
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９９号
広島市安佐南区東原３丁目32番15―208号
債務者　丸山　邦男
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１号
広島県安芸郡海田町東昭和町４番18号
債務者　石中　和子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６号
広島県安芸郡府中町桃山２丁目13番11号　石田荘
債務者　中村　信夫
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部